最終更新日：2015年12月2日
ラサ工業株式会社
取締役社長　庄司宇秀
問合せ先：03-3278-3801
証券コード：4022
http://www.rasa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社においては、法令及び社内規則、善良なる社会慣行などを全役職員が誠実に遵守し、倫理観の上に成り立った企業経営を行い、社会的信頼を獲得することが株主価値の向上に繋がるものと考え、コーポレート・ガバナンスの確立を経営の重要な課題として取り組み続けております。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況
・企業を取り巻く環境の変化へ対する迅速な対応を目指し、権限委譲による機動的な意思決定と、責任の明確化を推進するため、社内分社制度を導入しております。これにより各事業部門に対し最大限の権限委譲を行うとともに、各事業領域における専門性・特殊性に配慮しつつ事業運営を行っております。
・取締役会は、現在8名の取締役（うち社外取締役1名）で構成される体制を採用しており、定時・臨時の取締役会を開催し、重要な意思決定と取締役の職務の執行の監督を行っております。また、経営責任の明確化のため、取締役の任期を1年にするとともに、ガバナンス体制の向上をはかり、公正且つ客観的な経営監視機能を確保するため、社外取締役1名を選任しております。なお、当社はその他案件の軽重により、社長、役付取締役以下それぞれの会議毎に定める人員で構成する「経営会議」「経営幹部会」「月次報告会」などの定例会議及び必要に応じて臨時の会議を開催し、検討の上、意思決定しております。これらの会議の大部分には常勤監査役も出席しており、業務監査を実施しております。また、この意思決定の過程で、法律的、経理的或いは税務的判断が必要な場合には、国内外の案件毎に応じ、複数の顧問弁護士・税理士などと相談の上適法な判断をするよう努めております。なお、顧問弁護士として3か所の法律事務所と顧問契約を締結しております。また、必要に応じて、顧問契約外の弁護士より法的な助言を受けております。
・当社は監査役会制度を採用しており、現在2名の常勤監査役（社外監査役）及び1名の非常勤監査役の計3名で監査役会を構成しております。各監査役は、会社の健全な経営と、社会的信頼の維持向上に留意しつつ、監査役会の定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議への出席や、業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を客観的且つ厳正に実施しております。また、監査役会を通じて各監査役の監査状況の報告を受け、情報を共有しつつ、効率的に監査を実施し、子会社を含めた当社グループ全体の業務執行の適法性の確保をはかるなど、公正性・透明性を確保しております。
なお、当社は社長直属の内部監査室（現在5名）を設置しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2(2)】
当社は、株主総会招集通知を法定期間よりも早期に発送を行い、株主が議案の検討を行える期間の確保に努めております。
株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知の発送までの間の公表を、TDnet及び当社のウェブサイトで実施いたします。

【補充原則1-2(4)】
機関投資家や海外投資家の株式保有比率、議決権電子行使プラットフォームの利用状況、議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳を実施した場合の費用対効果、等を総合的に勘案し、これらの採用を検討いたします。

【補充原則3-1(2)】
当社は、現時点で、海外投資家比率が低いため、英語による開示は行っておりませんが、今後は、この比率や管理コストなどを勘案の上、海外投資家の比率が中長期的に見て著しく増加した場合に英語による情報の開示の検討を行います。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役1名の選任をしております。当社の社外取締役は、企業経営全般に亘る豊富な経験を有しており、経営全般に亘る積極的な助言を、客観的且つ独立の立場で経営陣に対して行っており、社外取締役としての機能を十分に果たしております。当社と致しましては、会社の人員及び売上げをはじめとする会社規模や、事業環境等を、また、当社は2名の常勤の社外監査役がおり、経営の監視機能を担っていることを総合的に勘案すると、現時点で社外取締役を増員する必要はないと考えております。
今後、当社を取り巻く事業環境もしくは、事業規模が変化し社外取締役を増員する必要が生じた場合には、増員の検討をしてまいります。

【補充原則4-11(3)】
取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要の開示については、検討中です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】
当社が、いわゆる政策保有株式を保有する場合は、保有対象会社との取引関係の維持の必要性や、過去の事業部門の譲渡等の歴史的経緯などの諸事情を総合的に勘案し、会社の利益となるかを慎重に判断しております。なお、一定規模を超える投資及び処分については、取締役会議案として審議しております。また、政策保有株式の議決権行使については、当該企業の中長期的な企業価値の向上に資するよう経営状況を総合的に判断して行使しております。

【原則1-7.関連当事者間の取引】
当社は、取締役及び当社と当社取締役が支配する法人との間の、競業取引及び自己取引につきましては、取締役会で予め決議を経ることになっております。なお、その決議には、当該取締役は加わらないこととしております。また、当該取引が継続取引である場合には、取引状況につき四半期ごとに取締役会へ報告をしております。

現在当社には主要株主に該当する株主はおりませんが、当社のコンプライアンス行動基準に準拠した適正な取引を行うこととしております。

【原則3-1.情報開示の充実】
当社は、企業理念について、当社ホームページに掲載しております。また、中期の経営計画については、その要旨を当社ホームページに掲載しており、これを通じて関係者の閲覧の機会を確保しております。
当社は、コーポレートガバナンスの基本方針について、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書、株主総会招集通知を通じて、開示を行っております。
当社は、取締役の報酬について、株主総会にて決議された報酬の限度額の範囲内で、会社業績や、収益の予測、会社の財務状況、経済情勢などを、総合的に勘案し、取締役会の議案として、決定しております。また、経営陣幹部についても取締役の報酬を基準として代表取締役、人事担当取締役の協議で決定しております。
当社は、取締役の候補者の選任及び、経営陣幹部の選任について、取締役会において、候補者の業務の実績や、適応能力、人格、コンプライアンスに対する認識などを総合的に判断して、決定しております。監査役については、財務及び会計に相当程度の知見を有し、監査業務を遂行するうえでの識見、人格、コンプライアンスに対する意識等を総合的に判断して決定しております。社外役員に関しては、独立性や、社外要件などを踏まえ、且つ、経営陣に対し高い見識に基づく意見表明や、法令違反などが生じた場合に、指導監督が可能であるかなどを総合的に判断し選定しております。なお、全候補者については略歴を社外役員については、選任理由を株主総会招集通知に開示することで選任の説明資料としております。

【補充原則4-1(1)】
当社取締役会は、取締役会規程に基づく付議基準を定め、法令及び当社業務に重要な影響を及ぼす事項につき、意思決定を行っております。この意思決定が行われた案件に関しては、各社内分社を担当する取締役や経営陣幹部は、この決定に沿った業務執行を行います。また、この業務執行報告を、取締役会にて行うこととしております。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】
当社は、社外取締役1名の選任をしております。当社の社外取締役は、企業経営全般に亘る豊富な経験を有しており、経営全般に亘る積極的な助言を、客観的且つ独立の立場で経営陣に対して行っており、社外取締役としての機能を十分に果たしております。当社と致しましては、会社の人員及び売上げをはじめとする会社規模や、事業環境等を、また、当社は2名の常勤の社外監査役がおり、経営の監視機能を担っていることを総合的に勘案すると、現時点で社外取締役を増員する必要はないと考えております。
今後、当社を取り巻く事業環境もしくは、事業規模が変化し社外取締役を増員する必要が生じた場合には、増員の検討をしてまいります。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、法令及び金融商品取引所が定める独立性基準に加え、本人の経歴その他を総合的に判断し、客観的且つ大所高所から会社経営全般に対して助言が出来る者を、候補者として選定するようにしております。

【補充原則4-11(1)】
当社の取締役会は、各事業部門を所管する業務執行取締役と、管理部門を所管する取締役で構成し、会社規模も配慮しバランスよく配置しています。
取締役の候補者の選任については、取締役会において、候補者の業務の実績や、適応能力、人格、コンプライアンスに対する認識などを総合的に判断して、決定しております。

【補充原則4-11(2)】
当社は、社外役員選任に際しては、他会社等の兼任状況を株主総会の候補者議案に開示し、また、有価証券報告書、事業報告書に開示しております。また、取締役会で他会社等の役員兼任状況につき承認を得ております。

【補充原則4-11(3)】
取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要の開示については、検討中です。

【補充原則4-14(2)】
取締役に関しては、主に各業界団体のセミナー等、監査役に関しては、主に日本監査役協会のセミナー等の出席を通じて知識の習得をはかっております。
コンプライアンス関連の講習会は、取締役・監査役を含め定期的に開催することにしております。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】
当社への照会は、機関投資家はIR担当取締役が所管し、一般株主は総務部が所管し対応しております。また、機関投資家・マスコミ向けの決算説明会を年1回開催し、社長以下主要な経営陣が直接説明を行っており、資料を当社ホームページに開示して一般株主の閲覧に供しております。これに加えて、決算短信及び、半期毎に決算説明資料を当社ホームページに掲載し、決算情報の提供を行っております。さらに、把握した株主の意見は適宜集約し、役員及び経営陣及び関係部門へ報告することで、情報の周知・共有を行うことにしております。
なお、当社ホームページに「情報開示について」というタイトルで情報開示の合理的な回答方針を示しており、これに従いインサイダー情報に抵触しない範囲で情報開示を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ラサ工業取引先持株会	2,983,050	3.76
株式会社みずほ銀行	2,507,971	3.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,000,700	2.52
朝日生命保険相互会社	2,000,000	2.52
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,566,000	1.97
農林中央金庫	1,500,000	1.89

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,191,000	1.50
日本証券金融株式会社	1,029,020	1.30
三井住友信託銀行株式会社	1,000,000	1.26
三井住友海上火災保険株式会社	900,000	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山下雅之	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下雅之	○	当社グループは朝日生命保険相互会社との間に資金の借入等の取引関係がありますが、借入総額に占める割合から主要な取引先でないものと判断しております。その他、当社と同氏との間に特記すべき利害関係はありません。	朝日生命保険相互会社において取締役常務執行役員であり、企業全般にわたり、経営者として豊富な知識と経験があり、高い見識を有していることから、客観的な立場で独立役員としての職責を果たせるものと判断したため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、監査方針・監査計画及び四半期・本決算に関する監査結果について意見交換を年11回実施しました。なお、個々の監査に関し懸案事項が生じた場合は、適宜意見交換を行うこととしております。また、当社の主要工場を対象に、棚卸実査を会計監査人と共同で実施しました。
監査役と内部監査室とは、年12回の情報交換を行い、その他個々の懸案事項が生じた場合は、適宜意見交換を行うこととしております。
また、内部監査室と会計監査人は、必要に応じ、適宜意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
後藤秀二	他の会社の出身者										△			
山下裕二	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤秀二		当社グループは株式会社三菱東京UFJ銀行との間に資金の借入等の取引関係がありますが、借入総額に占める割合から主要な取引先でないものと判断しております。その他、当社と同氏との間に特記すべき利害関係はありません。	第147期定時株主総会終結の時をもって4年の当社社外監査役としての職務経験を有し、適切に職務を遂行しており、また、三菱東京UFJ銀行で要職を歴任し、特に業務監査部門での豊富な専門知識と経験を有していることから、当社の社外監査役としての職務を遂行できるものと判断したため、社外監査役として選任しております。
山下裕二		当社グループは農林中央金庫との間に資金の借入等の取引関係がありますが、借入総額に占める割合から主要な取引先でないものと判断しております。その他、当社と同氏との間に特記すべき利害関係はありません。	農林中央金庫で要職を歴任し、また、他社において監査役にも就任するなど、豊富な専門知識と経験を有していることから、当社の社外監査役としての職務を遂行できるものと判断したため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役報酬の一部分につき会社業績を考慮して支給しております。現在は、役員報酬の削減を実施しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年4月から平成27年3月までの報酬は以下のとおりであります。
取締役報酬 8名 48百万円
取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、総務部総務課が窓口を担当し、取締役会資料の事前配付及び要請に応じて事前の説明を実施しております。
社外監査役を補助する専属の使用人の配属については、常勤監査役と人事担当役員との間で、平成27年3月期についての定期協議を行いましたが、当該事業年度は置かないこととなりました。但し、特段の事情が生じた場合は、専属の使用人の配属協議を適宜期中であっても行うこととしております。
現在は、監査役が職務の補助が必要な場合、管理部門の職員に補助を依頼することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・平成26年4月から平成27年3月までの間に、常設の経営に関する審議、業務執行に関する報告並びにこれらの監督などを行う会議体（委員会を除く）として、取締役会11回、経営会議4回、経営幹部会2回、業務検討会8回、月次報告会10回、予算会議2回、関係会社予算会議2回が開催されました。
・各監査役は、当社の監査役会が定めた「監査役監査基準」（平成23年5月改訂）に基づき、監査を実施しております。
・当社は会計監査人として新日本有限責任監査法人との間で、会社法監査・金融商品取引法監査につき監査契約を締結し会計監査業務を委嘱しております。
・業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数（平成27年3月期）
指定有限責任社員 業務執行社員 渡辺 伸啓 －
指定有限責任社員 業務執行社員 成田 礼子 －
・継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
・同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
平成27年3月期の事業年度の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、その他8名でありました。
また、平成27年3月期の事業年度に係る新日本有限責任監査法人に対する報酬等は、34百万円でありました。
なお、監査法人への報酬額については、監査役会の同意を得ております。
・当社は、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会制度を採用し、社外監査役2名は常勤の体制で監査業務に従事しております。また、ガバナンス体制の更なる向上をはかるため、平成26年6月27日開催の第146期定時株主総会から継続して社外取締役1名を選任しております。これらにより、公正中立で充分な経営監視機能と、適切なコーポレート・ガバナンス体制を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成16年より約3週間前に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	平成19年11月に制定の上、「情報開示について」として自社HPに公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回決算説明会（アナリスト向け）を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会（アナリスト向け）資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当役員を置き、経理部財務課がサポートしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ラサ工業コンプライアンス行動基準において、「法令、社内規則、善良なる社会慣行などを誠実に遵守するとともに、ステークホルダーの基本的権利を尊重し、倫理感と良識をもって、社会的信頼の向上をはかっていく。」と規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示の方針を定めHPにて、公開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1，当社及び当社子会社（以下当社グループという）の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社グループは、役職員に対しコンプライアンス行動基準を定め、法令、社内規則、善良なる社会慣行などを誠実に遵守するとともに、ステークホルダーの基本的権利を尊重し、倫理観と良識を持って事業活動を行い、社会的信頼の向上をはかっていく。また、企業倫理規程、個人情報保護基本規程、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程などに従った法令遵守に基づく適法経営を推進する。

（2）当社は、社長以下役付取締役等で構成される「コンプライアンス委員会」を設置しており、法令遵守の監視機能を担保するため、監査役出席のもと開催することとしている。この具体的な仕組みとしては、当社グループの役職員が会社の業務に関して、法令諸規則及び企業倫理規程に抵触するおそれがあると判断したときは、地区毎に定めている法令遵守管理者や、社外に設置している相談窓口である弁護士事務所に直接相談などを行うことができるものとしている。これらの窓口からの通報が、当社に重大な影響を及ぼす懸念のあるコンプライアンス上の問題である場合、コンプライアンス委員会を開催し、その調査並びに社外公表、再発防止策につき審議し、具体的な措置を速やかに行い社会的信頼の回復に対処することになっている。

（3）当社は、内部監査の職務を執行するための組織として、社長直属の内部監査室を設置している。内部監査室は、各事業部門並びに管理部門及び主要な子会社の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効かつ効率的に行われることにつき定期的に内部監査を実施し、その結果に提言事項などがあったときはフォローアップ監査を行う。また、財務報告の正確性を確保するための体制の監視を行うシステムを構築する。

2，取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他重要な会議における業務の執行の状況を記録した文書及び財務情報などの重要な文書については、文書管理規程等に基づき保管する。取締役及び監査役は、これらの文書などを常時閲覧できるものとしている。

3，当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社の子会社の役職員から、当社子会社の取締役等の職務の執行について、方針検討会議や予算会議などにより、定期的及び必要に応じて報告を受ける体制を構築している。

4，当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社の損失の危険の管理に関しては、稟議規程、経理規程、与信管理規程に従うほか、社内分社制を採用している事業部門毎に、夫々の取引先の業態・業績などを勘案の上、個々の取引の決裁をしている。また、当社の事業に関するリスクについては、取締役会、経営会議、業務検討会などの会議を定期的及び必要に応じて開催し検討する。今後リスク管理体制を強化する観点から、付議基準・決裁基準などについては会社を取り巻く情勢などを勘案しながら常時整備・見直しを進めることとする。

（2）当社子会社に関するリスクについては、当社の役職員を子会社の役員に就任させることにより、取締役会などの会議への出席を通じて情報の収集・管理を行っている。

（3）当社の内部監査室が全社を俯瞰する立場で、管理部門、事業部門及び主要な子会社のリスク管理の状況をチェックし、社長から取締役会に報告することとしている。なお、将来において新たな重大なリスクが発生し、取締役会が対応を必要と判断する場合には、社長が速やかに対応責任者を定め、事態の解決をはかることにしている。

5，当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社は、社内分社制度を採用しており、各社内分社にそれぞれ権限を委譲するとともに、収益責任を分担させている。これにより意思決定の迅速化・専門性の強化をはかりビジネスチャンスに対応するとともに、社内分社による組織の細分化が、個々の社員間の意思疎通を円滑にすることに繋がり、監視機能の充実をはかっている。

（2）当社は、社内分社組織を統括し、経営全般に亘る業務効率、経営資源の投入の最適化をはかるため、取締役会において重要事項の決定、業務執行状況の監督を行うほか、全社的観点から各種会議体を通じて、予算の決定、月別の決算状況の把握、方針の検討、対策の実効を行っている。

（3）子会社においては、子会社の取締役会、予算会議にて経営効率の最適化をはかり、当社との定期的な協議などを通じて、当社との連携をはかっている。

6，会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当社の連結対象会社に関しては、当社役付取締役及び経営企画室を担当する取締役と、連結対象会社の取締役との間で、リスクを含めた会社経営の全般に亘る意見交換の機会を定期的に持つほか、リスク顕在化のおそれのある事態が生じた場合はその都度設けている。
また、関係会社予算会議より年度事業計画を管理するとともに、各連結対象会社の取締役として、当社取締役もしくは主要職員を選任することで、会社経営の主要な情報を入手し、必要に応じ判断を行っている。

（2）管理部門により、連結対象会社の経営に関する主要な諸情報を定期的に収集するとともに、損益状況の把握を行っている。これらの資料に基づき、内部監査室は重要な業務プロセスが適正に行われたかにつき監査することになっている。

（3）経営企画室を中心として、連結対象会社に関してのコンプライアンス体制を整備するための諸施策を進めている。

（4）当社及び連結対象会社の取締役は適正な財務報告書を作成することが極めて重要であることを認識し、この適正性を確保するため、作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が発生しないよう実効性のある内部統制を構築する。

7，監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、常勤監査役と人事担当役員が、監査役を補助する専属の使用人についての必要性につき年一回協議を行っている。この専属の使用人を置いた場合の指揮命令権限は監査役及び監査役会が有し、人事異動並びに社内規程に準拠した懲戒を行う必要が生じたときは、事前に監査役会の同意を得て行うものとしている。
また、監査役が職務の補助を必要とする場合、管理部門の職員に監査業務に必要な事項を命ずることができるものとしている。

8，取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告を理由とした不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）監査役は、法令で定められた取締役会に出席するほか、常勤監査役は、経営幹部会、月次報告会、予算会議などの重要な会議に出席するとともに、社長による決裁がなされた稟議書その他重要な報告書の全てが、直ちに回覧されることにより、重要な業務執行が報告される体制を整えている。

（2）当社グループは、法令、定款等に違反する行為や、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを当社グループの役職員が発見した場合、直接又はこれらの者から報告を受けた者が監査役にも報告することとする。

（3）監査役は、当社に重大な影響を及ぼす懸念のあるコンプライアンス上の問題が生じた場合、コンプライアンス委員会への出席を通じて事態の概要及び基本的な対処方針についての情報を入手することができる。

（4）当社は、当社及び当社グループの役職員が、当社監査役に対して情報提供をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないものとしてい

る。

9，その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）当社の監査役会は、業務執行を行っている社長以下管理部門・事業部門及び監査部門の担当取締役並びに主要な職員に対し、監査計画に基づく個別のヒアリングを定期的に実施するとともに、コンプライアンス上の問題が生じる懸念のある事項が生じた場合については、随時関連する役職員に適宜ヒアリングを行うこととしている。また、定期的及び必要に応じて会計監査人との間で意見の交換を行っている。
（2）監査にかかる諸費用については、監査役の要請に基づき毎年予算措置を行うものとする。また、職務の執行にかかる費用等を請求された場合、速やかに応じるものとしている。

10，反社会的勢力を排除するための体制
当社は、ラサ工業コンプライアンス行動基準及び企業倫理規程に基づき、健全なる市民生活や社内秩序の安全に脅威をもたらす反社会的勢力・団体とは、警察、弁護士などの外部専門機関との密接な連携のもと会社全組織をあげて妥協することなく一切の関係を遮断するとともに、利益提供など不当な要求には一切応じないものとする。

整備状況は、以下のとおりである。
・平成16年5月の取締役会においてラサ工業コンプライアンス行動基準を制定した。
・平成16年6月の取締役会において、役員の報酬体系の見直しを行い、企業業績や企業価値との連動した報酬体系への移行のため、役員退職慰労金制度を、平成15年6月に遡り廃止し、平成17年6月の株主総会に対象役員の過年度分退職慰労金を支給することを決議した。（但し、支給は退任時に行う。）
・平成17年2月に、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下適時開示規則）に基づく重要事項の社外発表につき、東京証券取引所（関係する記者クラブを含む）において情報開示を行うにあたり、公開すべき重要事項（取締役会決議を経たものを除く）の内容審議・管理・統制を行うために「情報開示委員会」を設置した。
・平成17年4月に、コンプライアンスの組織的な強化・再構築をはかるため、取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに「企業倫理規程」を制定し、違反行為を防止すべく全社をあげて努めることとした。また、万一に備え、社内の「内部通報窓口」に加え、社外弁護士による外部の「通報窓口」を設けることにより違反行為を防止、会社としての健全性の確保をこれまで以上に重要視する企業経営に努めることとした。
・平成17年4月に、個人情報の保護に関し、「個人情報保護委員会」を設置し、「個人情報保護方針」、「個人情報保護基本規程」を定め、全役職員に個人情報の適切な管理・取扱をするよう努めている。
・平成18年4月に、社長直属の内部監査室を設置した。
・平成26年6月に、社外取締役の選任を行った。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社においては、取締役会で定めた平成17年4月1日施行の「ラサ工業コンプライアンス行動基準」「企業倫理規程」において、反社会的勢力・団体との一切の関係遮断及び不当な要求に屈することなく、全社をあげて対決することを明確に定めております。また、平成21年6月に内部統制システムの基本方針に「反社会的勢力との関係遮断」を明記しておりましたが、取り組む姿勢を明確化するため、平成24年2月に「反社会的勢力を排除するための体制」を独立項目としました。
当社では、定例業務としては総務部が窓口となり、警察関連機関等からの情報収集や、社内に対する啓蒙活動を行うとともに、介入事案が生じた場合には、顧問弁護士事務所を通じて、適宜法的な排除措置含め迅速な対応を行う体制を整備しております。また、反社会的勢力による会社に対する深刻な被害が惹起する懸念が生じた場合は、役付役員により構成されるコンプライアンス委員会を常勤監査役出席のもとで迅速に開催し、全社的見地から対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下適時開示規則という)に基づく重要事項の社外発表につき、公開すべき重要事項の内容審議・管理・統制に関し、定例的に発表する決算などの重要事項については、会社における意思決定の最高機関である取締役会において、審議・機関決定を行い、開示しております。
しかしながら、公開すべき重要事項のなかには、機動的に審議・決定を行わなければならない事項や、ステークホルダーに対し、適時開示規則と同等程度の影響を及ぼすものと予測される事項もあるため、このような事態に対処すべく、情報開示委員会規程に基づく「情報開示委員会」を設置し、適時・適切な情報開示を行うことを基本としております。
「情報開示委員会」は、委員長に、東京証券取引所に登録している情報取扱責任者〔現行常務取締役総務部担当〕、副委員長に、IR担当取締役(現行取締役経理部長)、委員として取締役及び事業部門長並びに管理部門長が就任しており、常勤監査役の出席のもとに開催されることになっております。
委員に事業部門長並びに管理部門長を網羅することにより、重要情報を詳細且つ専門的な視点で迅速に収集することを可能にしております。これらの委員からの情報を、常務取締役総務部担当が担当する事務局(現在委員長兼務のため、実務は総務部長)に集約し、発生事象が開示規則に該当するかどうかの検討を行い、委員長及び副委員長と協議の上、機動的に委員会を開催することとしております。
なお、適時開示規則に基づく情報開示は、東京証券取引所が運用する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」で開示された後、速やかに当社ホームページに掲載しております。

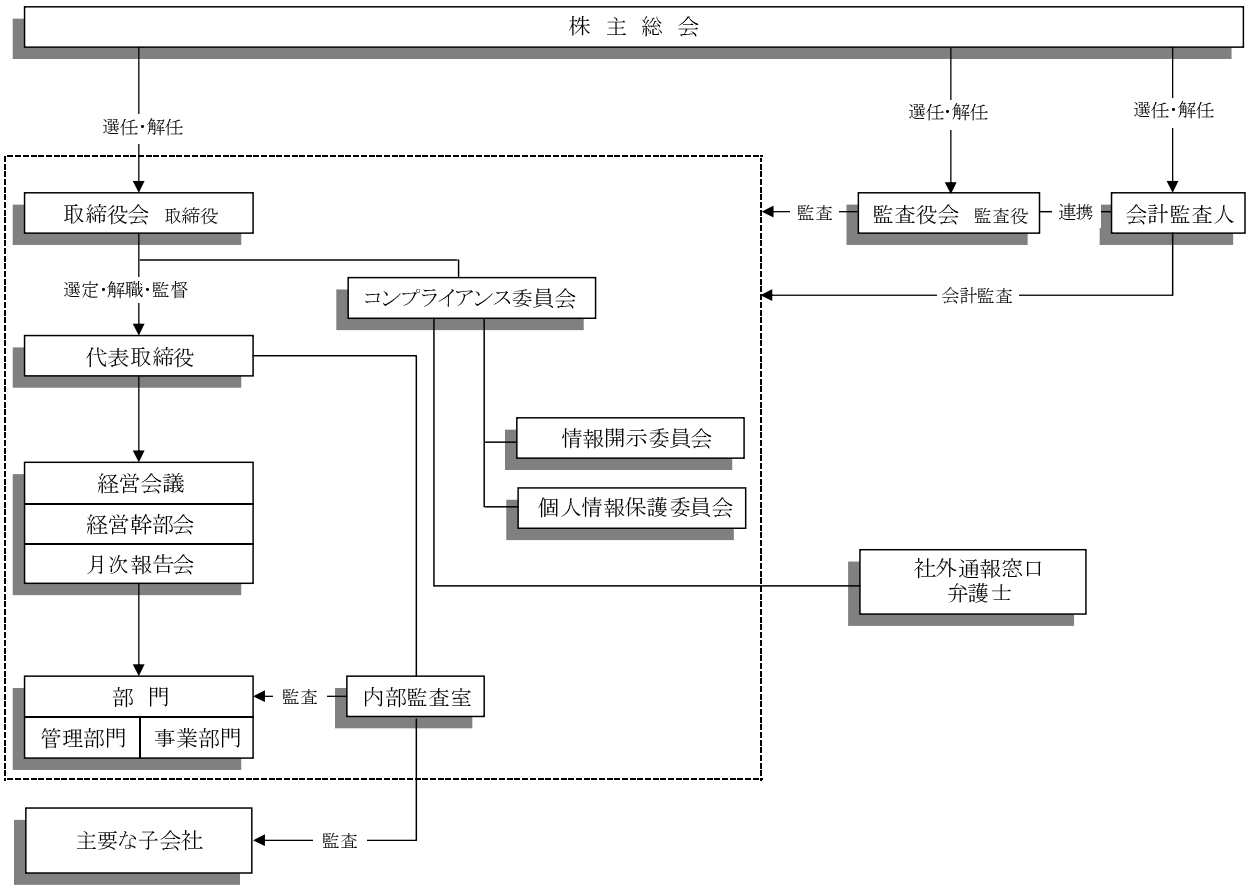
株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会 取締役
監査
監査役会 監査役
連携
会計監査人
選定・解職・監督
コンプライアンス委員会
会計監査
代表取締役
情報開示委員会
経営会議
経営幹部会
月次報告会
個人情報保護委員会
社外通報窓口
弁護士
部 門
管理部門
事業部門
監査
内部監査室
主要な子会社
監査